

C 生活(経済面)で困ったら

●生活保護に関すること

- ➔ 2階21番窓口(生活支援) TEL:06(4809)9873
(淡路、西淡路、東淡路、柴島、東中島以外の地域にお住まいの方)

出張所2階8番窓口(生活支援) TEL:06(6322)0767
(淡路、西淡路、東淡路、柴島、東中島にお住まいの方)

●自立相談支援機関 暮らしのみのり相談窓口(生活保護以外)

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。まずは、暮らしのみのり相談窓口にご相談ください。区役所までお越しいただけない場合は、ご自宅等にも訪問します。

- ➔ 1階11番窓口(暮らしのみのり相談窓口)
TEL:06(6320)0231 FAX:06(6320)0232
MAIL:hysoudan@aroma.ocn.ne.jp

【相談・支援の流れ】

- ①まずは区役所へ…相談窓口(自立相談支援機関)の支援員が対応します。
区役所までお越しいただけない方はご自宅等にも訪問します。
- ②生活の状況の確認…生活の状況と課題を分析し支援します。
- ③一人一人にふさわしい支援プランを…相談される方の意思を尊重しながら自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、支援プランを一緒に作成します。
- ④サービス提供…区役所や関係機関を交えた「支援調整会議」で確認した支援プランに基づき各種サービスが提供されます。
- ⑤定期的なモニタリング…支援員が定期的を確認し、必要に応じてプランを変更等を行います。
- ⑥安定した生活へ…支援終了後も一定期間支援員がフォローします。

【各種事業】

- 自立相談支援事業(相談支援)(就労支援)
- 住居確保給付金の支給
離職等により住宅を失った又はそのおそれのある方のうち、収入要件や資産要件を満たす方に対し、有期で家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を実施します。
なお、令和2年から「給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少している者」も対象となりました。
- 就労訓練事業 ● 就労チャレンジ事業(就労準備支援事業)
- 家計改善支援事業 ● 子ども自立アシスト事業(子どもの学習・生活支援事業)

区社協

●生活福祉資金貸付制度について

大阪府社会福祉協議会が実施している貸付制度で、「総合支援資金」、「福祉資金」、「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の4種類があります。(要件あり)

- ➔ 東淀川区社会福祉協議会(ほほえみ) TEL:06(6370)1630 <要予約>

※対象は、低所得者・高齢者および障がい者の世帯等で、償還見込みのある世帯です。